

生年月日による**最初の修了確認期限**及び**免許状更新講習受講期間**

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方（栄養教諭免許状を持つ方を除く）の最初の修了確認期限

昭和30年4月1日以前生まれの方は、受講対象者ではありません。

(表1)

生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
S30.4.2～S31.4.1 S40.4.2～S41.4.1 S50.4.2～S51.4.1	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～ 平成23年1月31日
S31.4.2～S32.4.1 S41.4.2～S42.4.1 S51.4.2～S52.4.1	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～ 平成24年1月31日
S32.4.2～S33.4.1 S42.4.2～S43.4.1 S52.4.2～S53.4.1	平成25年3月31日	平成23年2月1日 ～ 平成25年1月31日
S33.4.2～S34.4.1 S43.4.2～S44.4.1 S53.4.2～S54.4.1	平成26年3月31日	平成24年2月1日 ～ 平成26年1月31日
S34.4.2～S35.4.1 S44.4.2～S45.4.1 S54.4.2～S55.4.1	平成27年3月31日	平成25年2月1日 ～ 平成27年1月31日
S35.4.2～S36.4.1 S45.4.2～S46.4.1 S55.4.2～S56.4.1	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～ 平成28年1月31日
S36.4.2～S37.4.1 S46.4.2～S47.4.1 S56.4.2～S57.4.1	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～ 平成29年1月31日
S37.4.2～S38.4.1 S47.4.2～S48.4.1 S57.4.2～S58.4.1	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～ 平成30年1月31日
S38.4.2～S39.4.1 S48.4.2～S49.4.1 S58.4.2～S59.4.1	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～ 平成31年1月31日
S39.4.2～S40.4.1 S49.4.2～S50.4.1 S59.4.2～	平成32年3月31日	平成30年2月1日 ～ 平成32年1月31日

一定の要件に該当する者は、更新講習が免除されますが、免除対象者にあたる場合でも、最初の修了確認期限までに、免許管理者に免許状の更新手続きに関する**免除申請を行わなければ、免許状は失効します。**

平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方
 (栄養教諭以外の職にある方も該当)の最初の修了確認期限

(表2)

免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所得者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ~ 平成28年1月31日
平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所得者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ~ 平成29年1月31日
平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所得者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ~ 平成30年1月31日
平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所得者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ~ 平成31年1月31日

各自の栄養教諭免許状を授与された日により、 ~ の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。